公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１０１号
栃木県芳賀郡益子町大字塙2364番地10　オリエントハイツ105号、前住所栃木県芳賀郡益子町大字上山699番地３
債務者　菊地　信之
１　決定年月日時　平成27年４月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４号
長野市大字北堀871番地１　小林北堀戸建西
債務者　宮本喜代美
１　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４７号
香川県高松市室新町1173番地２
債務者　冨田　陽子（旧姓宮脇）
１　決定年月日時　平成27年４月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０６号
千葉県松戸市常盤平３丁目21番地の12　パークサイド常盤平105号
債務者　内藤　泰之
１　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１２６号
千葉県松戸市西馬橋３丁目48番地の38　テラス・グランディール５号
債務者　高島　紀成
１　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１２９号
仙台市青葉区宮町３丁目５番１―305号
債務者　佐藤穂奈美
１　決定年月日時　平成27年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
神戸市兵庫区荒田町３丁目４番５号　泉ハイツ204号
債務者　髙嶋　勝美
１　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３０号
神戸市兵庫区永沢町４丁目２番17号　永沢マンション201号、従前の住所神戸市灘区篠原南町６丁目１番10号
債務者　笹田　　貢
１　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１号
秋田市飯島緑丘町17番24号　藤原アパート28号
債務者　伊藤　　久
１　決定年月日時　平成27年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６号
福島市飯坂町平野字屋敷前16番地の２
債務者　紺野　秀人
１　決定年月日時　平成27年４月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第４４号
金沢市桜田町１丁目130番地　Ａｌｌｕｍｅｕｒ　Ｂ203号
債務者　竹内　美岐（旧姓林）
１　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第７０号
金沢市矢木１丁目120番地１　プランタンハウス106号、従前の住所金沢市南四十万２丁目143番地、従前々の住所金沢市光が丘１丁目88番地
債務者　川腰　静香（旧姓森田）
１　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第３３号
鳥取県鳥取市河原町小倉418番地１
債務者　金谷　紀子
１　決定年月日時　平成27年４月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６号
広島県三原市本郷町上北方2068番地１
債務者　鉄本眞由美
１　決定年月日時　平成27年４月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１７号
埼玉県狭山市入間川1457番地の14
債務者　鉄本　　潔
１　決定年月日時　平成27年４月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１８号
広島県三原市本郷町上北方1016番地１
債務者　鉄本　　潤
１　決定年月日時　平成27年４月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
広島地方裁判所尾道支部